定期報告に係る留意事項

【住宅宿泊事業法関係規定】

○住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)

(都道府県知事への定期報告)

- 第14条 住宅宿泊事業者は、届出住宅に人を宿泊させた日数その他の国土交通省令・厚生 労働省令で定める事項について、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、定 期的に、都道府県知事に報告しなければならない。
- ○住宅宿泊事業法施行規則(平成29年国土交通省令・厚生労働省令第2号)

(住宅宿泊事業者の報告)

- 第12条 法第14条の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、以下に掲げるものとする。
 - 一 届出住宅に人を宿泊させた日数
 - 二 宿泊者数
 - 三 延べ宿泊者数
 - 四 国籍別の宿泊者数の内訳
- 2 住宅宿泊事業者は、届出住宅ごとに、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の 15日までに、それぞれの月の前2月における前項各号に掲げる事項を、都道府県知事に 報告しなければならない。

【報告事項の考え方】

「届出住宅に人を宿泊させた日数」

- (例) 6月20日17時にチェックインし、24日の10時にチェックアウトした場合は4日 「宿泊者数」
- ・・・・届出住宅に宿泊した実際の人数を該当期間で足し合わせた数
 - ※同一人物が同じ届出住宅において連続して宿泊した場合は、1人とカウント
 - ※同一人物が同じ届出住宅において連続ではなく、複数に分けて宿泊した場合はそれぞれ 1人とカウント
 - (例) 3人が2泊3日で利用(3人)、5人が6泊7日で利用(5人)した場合は合計8人
- (例) 同一人物が同じ届出住宅を6月に2泊利用、7月に3泊利用した場合は合計2人「延べ宿泊者数」
 - ・・・各日の全宿泊者数を該当期間で足し合わせた数
- (例) 3人が2泊3日で利用(6人)、5人が6泊7日で利用(30人)した場合は合計36人「国籍別の宿泊者数内訳」
- ・・・・日本国内に住所を有しない宿泊者の国籍の内訳